### ■ 事前準備

- □ 緊急通行車両の事前届出をおこなっているか? (注:開封厳禁、有効期限有)
- 「確認標章」・「緊急通行車両確認証明書」は交付されたか?
- □ 災害対策基本法 76 条の 6 に基づく車両移動のための身分証 明書の事前発行を道路管理者(香川河川国道事務所、香川県 等)から受けているか?

### ■ 地震発生直後の確認事項

### 勤務時間中

- □ 負傷者対応、避難誘導
- 初期消火、二次災害防止
- 社員、来訪者の安否確認
- 被害状況の調査
- 施工中現場の状況確認
- □ 災害対策本部の設置、初動連絡

### 夜間•休日

- □ 自己、家族の安全確認
- □ 緊急参集、幹部所在確認
- □ 被害状況の調査、二次災害の防止
- □ 社員の参集状況、安否の確認
- □ 施工中現場の状況確認
- □ 災害対策本部の設置、初動連絡

公安委員会が緊急交通路を指定した場合、

「緊急通行車両事前届出済証」を最寄りの警察署等に提示する と「確認標章」及び「緊急通行車両確認証明書」が交付される。

※高速道路が緊急交通路に指定された場合、 引田 IC、高松中央 IC、坂出 IC、大野原 IC の交通検問所で交付される場合がある。

### ■ 道路啓開作業開始における留意点

- ① 作業者の安全が最優先されることから、大津波警報・津波警 報解除の段階で浸水想定区間内の対応を進めることを基本 とする。
- 場合に備え、事前に**速やかに避難できる安全な場所を確保**し ておくこととする。

- ⑥ 使用車両については速やかに退避することにも配慮しつつ作

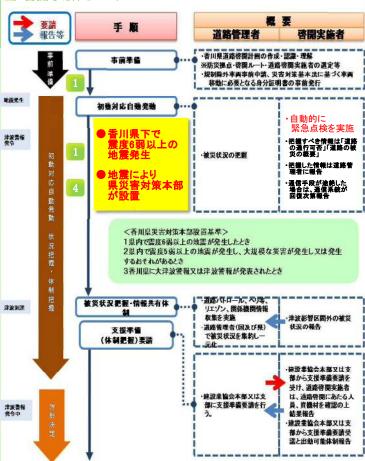
### 大津波警報・ 津波警報発表中



# 大津波警報・ 津波警報解除後



# ■ 啓開手順(その1)



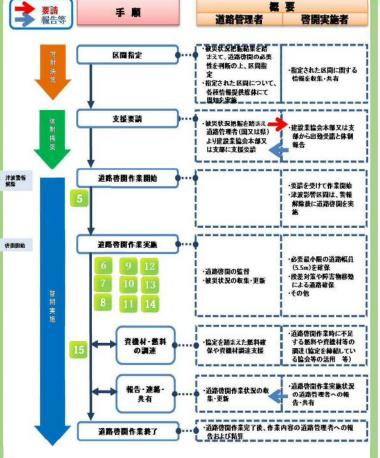
0.5m を見込み、2.5m×2+0.5m=5.5m)を確保することを基本。

初期の段階では、災害廃棄物を道路脇などの余裕地に横移動さ

場合は、1 車線に加え待避所を設けることで対応。

せるなど、啓開速度を最優先に実施するものとする。

### ■ 啓開手順(その2)



### ■ 緊急点検報告様式

### 〇通行可能区間報告

### 題名:【通行可能を報告】国道〇〇号(〇〇市〇〇町~〇〇町)

①名前 〇〇(エリア名)、〇〇(所属名)、〇〇(名前)、 090-000-000(電話番号)

②路線・区間 国道〇号、県道〇線〇〇~〇〇 ただし、〇〇~〇〇区間は交互通行等

### 〇被害箇所報告

題名:【被災報告】国道〇号、県道〇〇線(〇〇市〇〇町)(メールの場合)

○○(エリア名)、○○(所属名)、 ○○(名前)、090-○○○-○○○(電話番号)

### ②路線 場所

国道〇号、県道〇線、〇〇キロポスト

〇〇市〇〇町〇〇付近(目標物、目印など)

-| 落橋、路面の段差など、表中より該当するものを報告。

分類		緊急点検項目の主なもの	
車道部		路面の段差、陥没、路肩崩壊 浸水の有無	
道路本体	法面	自然法面の崩壊 盛土法面の崩壊	
	橋梁部	落橋、路面の段差	
沿道施設		沿道家屋やビルの倒壊 瓦礫散乱状況	
路上車両		立ち往生車両や放置車両の台数、破損状況、移動可否	
その他		電柱の倒壊 水道管破裂による浸水、ガス漏れによる規制	

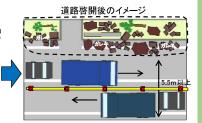
2車線通行可能、1車線通行可能、 大型車通行不能、普通車通行不能 通行可否未確認区間の有無など

-バックホウによる軽易な作業で復旧可能、復旧に数日を要する見込み、不明など

⑥被災状況写真(メールの場合)

- ② 道路管理者からの作業開始連絡が伝わらず、やむを得ず作 業を開始する必要が生じた場合は、余震・警報等の情報を収 集しながら、常に避難可能な体制を確保して作業を実施する ものとするが、可能な限り速やかに道路管理者への開始報告 及び状況報告を行う。
- ③ 浸水想定区域内外どちらにおいても、津波や余震等の情報を 収集できる状況を確保した上で、緊急避難情報等を入手した
- ④ 緊急情報を携帯ラジオ等から随時入手できる体制を確保して おくこと。
- ⑤ 作業チーム内に速やかに伝達できるようにホイッスルを携行
- 業を行うものとする。

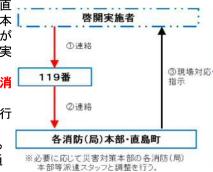
道路啓開実施方針



実施事項	対象	実施内容	担当機関
負傷者の 確認	負傷者	<ul><li>・ 啓開においては、救助活動を最優先</li><li>・ 発見時は啓開作業を中断し消防に連絡、救出救助・搬送協力を要請 ※あきらかにご遺体の場合のみ警察にも連絡</li></ul>	消防 (警察)
	放置車両	• 道路管理者が区間を指定し、車両の移動命令、撤 去	道路啓開実施者 道路管理者
障害物の撤去	電柱	<ul> <li>電柱管理者(四国電力及びNTT西日本)に電柱番号を連絡し、通電の有無、移動の可否について確認し、撤去を依頼</li> </ul>	電気事業者•電気 通信事業者
	がれき <b>•</b> 土砂	・ バックホウ等の重機で撤去	道路管理者•道路 啓開実施者
	貴重品	• 貴金属その他有価物や位牌、アルバム等は市町 、警察等に立ち会いを求め、できる限り回収	警察
	危険物	<ul> <li>異臭(刺激臭、芳香臭等)を感じた場合には作業を中断</li> <li>危険物を発見した際には、道路啓開作業を中断し、隔離距離をとり、消防機関等に連絡。</li> </ul>	消防
	地下埋設物	<ul> <li>埋設物のガス管や水道管が視認できる、水漏れや ガス臭がする場合、作業を中止し、通行止め等の 処置、上下水道部門、四国ガスへの通報</li> </ul>	上下水道管理者 ガス担当者
道路施設の 応急対策	橋梁部段差 路面段差	・ 土砂、土のう、覆工版等を用いて段差の修正	道路管理者•道路 啓開実施者

### 負傷者の確認

- 必要最小限の 5.5m(大型車(2.5m)がすれ違える幅員に余裕幅 ① 119番に連絡し、指令室からの質問に従って答える。 ② 指令室から各消防(局)本部等へ連絡する。
- ただし、被災の規模が大きく、幅員 5.5m を確保することが困難な ③ 各消防(局)本部又は直 島町(以下「消防(局)本 部等」という)の消防隊が 現場へ行き救助活動実
  - ④ 現場の啓開実施者は、消 防隊の指示を仰ぐ。
  - ⑤ 自衛隊等が救助活動を行 っている場合は、連携。
  - ※明らかにご遺体と認めら れる場合は警察にも通 報。



名称 雷話番号 管轄 高松市、 高松市消防局 087-861-2500 綾川町・三木町(事務委託) 丸亀市消防本部 0877-25-0119 丸亀市 坂出市、 坂出市消防本部 0877-46-0119 宇多津町(事務委託) 善通寺市消防本部 0877-64-0119 善通寺市 多度津町消防本部 0877-33-0119 多度津町 三観広域行政組合消防本部 0875-24-0119 観音寺市、三豊市 0879-24-0119 大川広域消防本部 さぬき市、東かがわ市 0879-62-2220 土庄町、小豆島町 小豆地区消防本部 0877-73-4211 琴平町、まんのう町 仲多度南部消防組合消防本部 直島町 総務課 087-892-2222 直島町

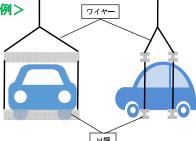
# ■ 障害物の除去

### 放置車面

- ① 道路管理者により、災害対策基本法 76 条の 6 による区間指 定を実施。
- ② 車両等の移動命令を書面または口頭により行う。 「A命令に従わない」「B運転者等不在」「C移動できない」 場合は、当該車両等を移動するものとする。
- ③ 車両等の移動にスペースがない場合は、現場の判断で沿道 の民地(駐車場、空き地、田畑等)を一時的に利用する。
- ④ 車内に負傷者・貴重品が無いか確認を行い、それらが確認さ れた場合には、消防・警察への連絡を行う。

### <バックホウ吊り下げ移動事例> ・損傷状況がわかるよ

- う、作業前後に写真
- (複数方向)を撮影。 右図(参考)のよう
- に、車両を傷つけな いように移動させる。



### <作業時の留意点>

- ガソリン漏れ等に十分留意し、班の中で、安全確認を徹底し、二 次災害を防ぐように啓開作業に努める。
- トラック等の積み荷を可能な限り確認し、危険物等が積載されて いる場合、各消防(局)本部と連携し、危険物を取り扱う。
- 横転したハイブリット車・電気自動車や、一度浸水したハイブリッ ト車・電気自動車には絶対に触れない。JAF や消防と連携し、取 扱方法について指示をもらい取り扱う。
- ※保有している資機材だけでは車両移動が難しい場合
- ⇒香川河川国道事務所から JAF に支援要請を行う。
- ⇒香川県から香川県レッカー協同組合に支援要請を行う。

16

- ② ライフライン事業者から対応方針の指示を仰ぐ。
- ③ バリケード等で通行規制を実施する。

### 【四国電力柱の手順】

- 必ず電柱番号について報告。なお、遮断されていない場合は、停 電作業を遠隔操作や、電力社員作業で行う。
- 非通電で撤去も問題ないと判明した段階で作業を再開。
- 倒壊電柱は撤去可能だが、電線張力による二次災害に注意し、 大きな支障が出ない範囲で電線を道路両端に寄せる。

THE STATE OF THE CHARLES AND THE CO.				
名称	電話	管轄		
高松支店	087-864-3730	高松市(国分寺町を除く)、三木町		
東かがわ営業所	0879-25-2173	東かがわ市、さぬき市		
観音寺営業所	0875-25-1110	観音寺市、三豊市		
丸亀営業所	0877-22-5129	丸亀市(綾歌町、飯山町を除く)、善通寺 市、琴平町、多度津町、まんのう町		
坂出営業所	0877-22-5116	坂出市、高松市(国分寺町)、丸亀市(綾 歌町、飯山町)、宇多津町、綾川町		

小豆地区

中国電力 小豆島営業所

TEL:0120-414-073

直島地区

中国電力 岡山営業所

TEL:0120-411-669

NTTフィールドテクノ四国支店

TEL:087-867-6502

### 【中国電力柱(小豆地区)(直島地区)】

電柱の被害や異常は、小豆地 区は中国電力㈱小豆島営業 所、直島地区は中国電力㈱岡 山営業所のカスタマーセンター に連絡。

### 【NTT柱】

- 基本的には四国電力と同様。
- 各電柱やアース線が帯電して いる可能性があることから検電 後、作業を再開する。

### がれき・土砂(災害廃棄物)

- 主にバックホウで災害廃棄物をすくい上げる。
- ② 災害廃棄物を道路脇に横移動又はダンプトラックに入れる。
- ③ 仮置場へ搬出する。
- (県、市町から指定された場所を仮置き場として利用)
- ※ 道路仮置場での廃棄物の積み上げ高は、5m 以下とする。 (5m 以上だと、内部発酵により発火する可能性が高い)

### 貴重品

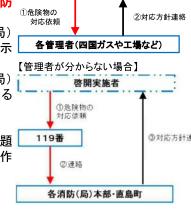
- ① 1日分の取得物をまとめて保管し、取得場所が分かるように し、所定の提出書を記載し、最寄りの警察署または交番に提 出する。
- ② 警察署または交番が貴重品を受理し、保管する。
- ※ 現場で拾得した貴重品は、全てを遺失物として扱う。
- ※ 津波浸水箇所の漂流物・沈 没品は水難救護法に基づき 市町扱いとなるが、判断が難 しい場合は遺失物として警察 署へ届出る。
- ※ ペットなどの動物は、各保優 福祉事務所(高松市は別途 に連絡。

き	啓開実施者		
難察	貴重品の提出	ペット・動物発見時	
建			
(	表寄りの各県警察署 又は交番	県保健福祉事務所・ 高松市保健所	

事務所名·所属	電話
東讃保健福祉事務所 東讃保健所 衛生課	0879-29-8270
小豆総合事務所 小豆保健所 衛生課	0879-62-1374
中讃保健福祉事務所 中讃保健所 衛生課	0877-24-9964
西讃保健福祉事務所 西讃保健所 衛生課	0875-25-4383
高松市保健所	087-839-2865

### 危険物

- 分かる場合は**各管理者へ**、| 分からない場合は各消防 (局)本部等に連絡をする。
- ② 各管理者および各消防(局) 本部等から対応方針の指示 を仰ぐ。
- ③ 各管理者および各消防(局) 本部等が現場に駆けつける まで、通行規制を行う。
- ※ 安全性が確認されて、問題 ないことが判明した段階で作 業を再開する。



啓開実施者

### 地下埋設物(ガス)

- 四国ガスに連絡して、異常箇所と状況を伝える、
- ② 四国ガスからの対応方針や現場対応について指示を仰ぐ。
- ※ ガス管に関しては危険が伴 うことから専門業者による処 理要請を行うことを基本とす ①ガス関連 る。
- ※ 安全性が確認されて、問題 ないことが判明した段階で作 業を再開する。

# ③対応方針連絡

# 啓開実施者 ②対応方針 連絡

### 四国ガス ■高松支店 TEL:087-821-8146

# ■丸亀支店 TEL:0877-22-2301

### 地下埋設物(水道施設、下水道施設)

- ① 香川県広域水道企業団および各市町災害対策本部に連絡し て、異常箇所と状況を伝える。
- ② 香川県広域水道企業団および各市町災害対策本部からの対 応方針や現場対応について指示を仰ぐ。
- ※ 想定される異常としては、水の漏水、道路路面の陥没、液状 化によるマンホールの突出である。
  - 水の漏水:香川県広域水道企業団および各市町災害対 策本部に現場で対応いただく。
  - 道路路面の陥没:立ち入らないようにバリケードで囲む。
  - マンホールの突出:敷鉄板で段差解消

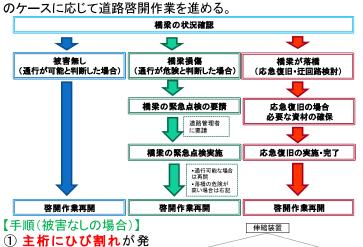
### ○香川県内の各市町の下水道施設担当者の連絡先一覧

市町名	電話	市町名	電話
高松市 上下水道局	087-839-2771	宇多津町 水道課	0877-49-8011
さぬき市 下水道課	0879-43-3155	まんのう町 水道課	0877-79-0830
丸亀市 下水道課	0877-24-8850	多度津町 上下水道課	0877-33-1300
善通寺市 上下水道課	0877-63-6317	琴平町 上下水道課	0877-75-6717
東かがわ市 上下水道課	0879-26-1304	三木町 上下水道課	087-891-3315
三豊市 水道局水道課	0875-62-1133	直島町 環境水道課	087-892-2225
坂出市 水道局	0877-46-4597	小豆島町 水道課	0879-82-7016
観音寺市 水道局	0875-25-5241	土庄町 水道課	0879-62-7009
綾川町 建設課	087-876-5280		

〇流域下水道管理者:中讃流域下水道 香川県中讃土木事務所 道路第二課 電話:0877-46-3182

### ■ 道路施設の応急対策 橋梁

「被害無し(通行が可能)」「橋梁損傷(通行が危険)」「橋梁が落橋」



平面図

- 生してないか確認
- ② 路面にひび割れが発 生していないか確認
- ③ 主桁・路面にひび割れ 立面図 がなければ被害なしと して判断
- ④ 支承破損による橋梁段 差が発生している場合 は段差を解消
- ※ 損傷・落橋の場合、道 <sub>橋梁段差</sub> 路管理者を通じて専門パターン 機関へ点検・対策検討 要請

# 段差路面

13

ひび割れ

支承

支承破損

橋梁段差

- ① 平地と段差に敷鉄板をすり付け、段差を解消
- ② 敷鉄板が動かないように土のうで固定
- ③ 段差解消(マンホール等の浮き上がり含む)を行う際の勾配 については、

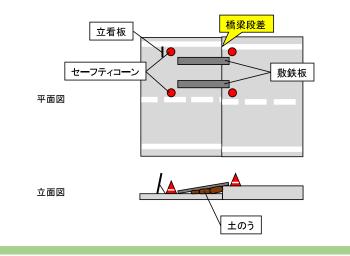
10%未満を基本とするが、現場状況に応じて適宜実施。

あわせて、擦り付けによる段差の注意喚起を行うため、できる 限り以下の対応を行うこととする。

- ① 段差区間の始点及び終点に、セーフティーコーンを配置。
- ② セーフティーコーンを配置した箇所の手前に「段差あり」の立 て看板を設置する。

(スプレー・チョーク等による手書きも可)

③ 立て看板が無い場合は、赤旗、ポール、その他周辺にある物 品等を活用して、運転手の注意を引くようにする。



# 「参考】資機材・燃料の調達

- 資機材については、事前に各啓開実施者で保有するものを整理 し、情報共有を図っておく。
- 道路啓開のエリアごとの資機材量、契約しているリース会社等の 保有量についても事前に確認の上、整理に努める。
- 緊急通行車両は、災害時中核 SS 及び災害対応型給油所(全石 油連の HP にて公開 http://www.zensekiren.or.ip/08svohisva/0807)に おいて優先給油の対象となる。
- 「緊急通行車両確認標章」をフロントガラスに掲出すること。

### ○心亜咨継材

名称	使用場面
ホイッスル	津波警報等の伝達手段として使用
立ち入り規制看板	交通規制・段差解消箇所を示すのに使用
セーフティコーン	交通規制・段差解消箇所を示すのに使用
土のう・砕石	段差解消に使用
敷鉄板	段差解消に使用
H鋼	放置車両移動に使用
ワイヤー	放置車両移動に使用
クレーン付トラック(ユニック車)	車両運搬、車両移動等
バックホウ	車両移動、がれき撤去等
ダンプトラック	資材運搬、がれき運搬等

### ○右効チ田できる姿燃料

名称	使用場面
防塵マスク	啓開作業全般
ゴーグル	目保護
簡易トイレ	啓開作業全般
応急手当道具(啓開実施者用)	啓開作業全般
タイヤパンク修理セット	啓開作業全般
毛布(比較的きれいなもの)	ご遺体を保護するのに使用
ブルーシート(比較的きれいなもの)	ご遺体を保護するのに使用
エンジンカッター	電柱切断
油圧カッター	ケーブル切断
ガス検知器	ガス確認
<b>検電器</b>	通電確認
耐電手袋・耐電ニーパット	感電防止
キャタピラ式ダンプトラック	パンク防止のためのトラック
排水機材(ポンプ)	浸水区域の排水
照明機材	夜間作業
ゴージャッキ	車両移動
フォークリフトアタッチメント付ホイールローダー	- 車両移動

# 参考】関係者連絡先一覧

まんのう町 建設十地改良課

組織	電話番号	├AX 番号	メールアドレス
香川県			
香川県 土木部 道路課	087-832-3526	087-806-0219	douro@pref.kagawa.lg.jp
<b>ッ 港湾課</b>	087-832-3550	087-806-0221	kowan@pref.kagawa.lg.jp
小豆総合事務所 道路課	0879-62-1383	0879-62-1376	shozu@pref.kagawa.lg.jp
"河川港湾課	0879-62-1382	"	
長尾土木事務所 道路課	0879-52-2584	0879-52-4855	nagaodoboku@pref.kagawa.lg_jp
"河川港湾課	0879-52-2551	"	
高松土木事務所 道路第一課	087-889-8906	087-889-8946	takamatsudoboku@pref.kagawa.lg.jp
"    道路第二課	087-889-8907	"	
// 都市港湾課	087-889-8903	087-889-8947	
中讃土木事務所 道路第一課	0877-46-3181	0877-45-6846	chusandoboku@pref.kagawa.lg.jp
"    道路第二課	0877-46-3182	"	
"河川港湾課	0877-46-3179	0877-46-3496	
西讃土木事務所 道路課	0875-25-1002	0875-24-1644	seisandoboku@pref_kagawa.lg_jp
"河川港湾課	0875-25-1003	"	
高松港管理事務所	087-851-3442	087-822-2306	takamatsukokanri@pref.kagawa.lg.jp
香川河川国道事務所			
香川河川国道事務所 道路管理第二課	087-821-1632	087-821-1720	skr-kagawa54@mlit.go.jp
高松国道維持出張所	087-881-4317	087-881-5727	skr-kagawa82@mlit.go.jp
善通寺国道維持出張所	0877-62-1471	0877-62-3083	skr-kagawa81@mlit.go.jp
土器川出張所	0877-22-8318	0877-58-0593	skr-kagawa80@mlit.go.jp
公園課	0877-79-2933	0877-79-3247	skr-kagawa57@mlit.go.jp
香川県内市町			
高松市 道路管理課	087-839-2515	087-839-2528	douro@city.takamatsu.lg.jp
丸亀市 建設課	0877-24-8813	0877-24-8866	kensetsu-k@city.marugame.lg.jp
坂出市 建設課	0877-44-5011	0877-44-5031	kensetsu@city.sakaide.lg.jp
善通寺市 土木都市計画課	0877-63-6312	0877-63-6353	dobokutoshi@city.zentsuji.kagawa.jp
観音寺市 建設課	0875-23-3935	0875-23-3967	kensetsu@city.kanonji.lg.jp
さぬき市 建設課	087-894-1117	087-894-3444	kensetsu@city.sanuki.lg.jp
東かがわ市 建設課	0879-26-1302	0879-26-1342	hk-kensetu@city.higashikagawa.lg.jp
三豊市 建設課	0875-73-3043	0875-73-3047	kensetsu@city.mitoyo.lg.jp
土庄町 建設課	0879-62-7006	0879-62-2400	kensui@town_tonosho.lg.jp
小豆島町 建設課	0879-82-7009	0879-82-3600	olive-kensetsu@town.shodoshima.lg.jp
三木町 土木建設課	087-891-3307	087-898-1994	dobokukensetsu@town.miki.lg.jp
直島町 建設経済課	087-892-2224	087-892-3888	kensetsu1@town.naoshima.lg.jp
宇多津町 地域整備課	0877-49-8012	0877-49-0517	chiiki@town.utazu.kagawa.jp
綾川町 建設課	087-876-5280	087-876-1948	kensetsu@town.ayagawa.lg.jp
琴平町 農政土木課	0877-75-6708	0877-75-2303	nouseidoboku@town_kotohira.lg.jp
多度津町 建設課	0877-33-1112	0877-33-2550	kensetsu@town.tadotsu.lg.jp

0877-73-0107 0877-73-0112 kensetsu@town.manno.lg.jp